

3. 完了検査申請書

検査申請に先立って予め検査のご予約をお願いします。ご予約はお電話（0742-27-8601）、FAX（0742-27-8602）にてお受けできます。確認済証番号、検査希望日、希望時間帯（AM・PM）をお伝えください。検査日と時刻が決まり次第、「検査予定日（時刻とも）」をご連絡させていただきます。ご予約は検査希望日から3営業日前までをお願いします。なお、予約の状況によりご希望に添えない場合がありますので、その場合はご了承ください。

完了検査申請については、中間検査申請のように検査チェックシートや工事写真等のご提示は原則、必要ありません。

完了検査申請書

（第一面）

建築基準法第7条の2第1項の規定により、検査を申請します。申請にあたっては、一般財団法人なら建築住宅センターが申請受付を行います。また、この申請書及び添付検査実施のための事務処理に幾分かの時間要しますので、できるだけ早い日に検査の申請をお願いします。

一般財団法人なら建築住宅センター

令和 年 月 日

申請者氏名 奈良 太郎

*検査済証交付後は変更ができませんので誤記のないよう十分留意してください。

奈良 花子

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 東大寺 一郎

※ 料金欄

1. 原則、確認申請書又は中間検査申請書と同様の内容を

① 記入をして下さい。

② （記載事項が確認申請時から変更となる場合は、当該変更内容に応じて、別途「名義変更届」

③ 「地名地番変更届」等も検査申請時に併せてご提出ください。これらの様式は、当センターホームページよりダウンロードできます。

第	号			第	号
係員氏名				係員氏名	

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

*代表となる建築主について記入してください。
*他の建築主(連名者)については必要事項を別紙(任意様式)に記入してください。

【1. 建築主設置者又は築造主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ナラ タロウ
- 【ロ. 氏名】 奈良 太郎
- 【ハ. 郵便番号】 635-0095
- 【ニ. 住所】 奈良県大和高田市大字大中一丁目16番地4
- 【ホ. 電話番号】 0745-〇〇-〇〇〇〇

*建築士事務所登録の有効期限に留意してください。

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) 〇〇〇〇号
- 【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 630-8131
- 【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
- 【ヘ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇

*建築主から委任を受けて申請する場合は、委任状を添えてください。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) 〇〇〇〇号
- 【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 630-8131
- 【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
- 【ヘ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇
- 【ト. 作成した設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

*建築士事務所登録の有効期限に留意してください。

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

【4. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (○級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) (〇) (〇) (〇) 号
【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
【ハ. 建築士事務所名】 (○級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 630-8131
【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
【ヘ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇
【ト. 工事と照合した設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

*建築士事務所登録の有効期限
に留意してください。

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合した設計図書】

【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

- 【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

*建設業許可の有効期限に留意してください。

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 代表取締役 春日 荘
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可（ 奈良県知事 ）第 般27-〇〇〇〇号
春日建築株式会社
- 【ハ. 郵便番号】 630-8501
- 【ニ. 所在地】 奈良県奈良市登大路町一丁目
- 【ホ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇

- 【7. 備考】 ナママイ シンチクウジ
奈良様邸 新築工事

*完了検査済証に記載しますので、建築物の名称又は、工事名を必ず記入してください。

*敷地の地名地番を記入してください。
(地名地番の変更がある場合は合わせて変更届を提出して下さい。)

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】〇〇市〇〇町〇字一丁目〇〇番地〇号

【ロ. 住居表示】未定

*未定の場合は「未定」と記入してください。

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】第 号

【ロ. 工事種別】
■新築 □増築 □改築 □移転
□大規模の修繕 □大規模の模様替 □建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】 第〇〇確認建築財なら〇〇〇〇号

*計画変更の確認を受けている場合は、直前の計画変更の確認済証の番号を記入してください。

【4. 確認済証交付年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【5. 確認済証交付者】 一般財団法人なら建築住宅センター

【6. 工事着手年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【7. 工事完了(予定)年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

*工事が完了している場合は、4日以内に完了検査の申請をしてください。

【8. 検査対象床面積】 120.00㎡

*建築物全体の申請部分を記入してください。

【9. 検査経過】 (第 1 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 (屋根の小屋組みの工事) ()

【ロ. 中間検査合格証交付者】 (一般財団法人なら建築住宅センター) ()

【ハ. 中間検査合格証番号】 (第〇〇確合建築財なら〇〇〇〇号) ()

【ニ. 交付年月日】 (令和〇〇年〇〇月〇〇日) ()

*中間検査を受けている場合は記入してください。

【10. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

*軽微な変更がある場合に記入し、変更図面を添付してください。(図面には設計者の押印をお願いします。)なお、確認申請書3面や配置図の記載内容が変更となる場合は、変更後の建築計画概要書一式(一面~三面)を提出してください。

【11. 備考】

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行 った設計 図書	設計図書の内容 について設計者 に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には 建築主に対して行 った報告の内容)
敷地の形状、高さ、 衛生及び安全						
主要構造部及び主要 構造部以外の構造耐 力上主要な部分に用 いる材料（接合材料 を含む。）の種類、 品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要 構造部以外の構造耐 力上主要な部分に用 いる材料の接合状 況、接合部分の形状 等						
建築物の各部分の位 置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部 分の防錆、防霉及び 防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材 料の種類並びに当該 特定天井の構造及び 施工状況						
居室の内装の仕上げ に用いる建築材料の 種別及び当該建築材 料を用いる部分の面 積						
天井及び壁の室内に 面する部分に係る仕 上げの材料の種別及 び厚さ						
開口部に設ける建具 の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材 料の種類並びにその 照合した内容、構造 及び施工状況（区画 貫通部の処理状況を 含む。）						
備 考						

該当箇所について記入
してください。
該当しない箇所につい
ては「該当なし」と記入
してください。

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ①「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものについては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ②※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ①建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ②建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤5欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ①住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。
- ②2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④2欄の「ハ」は認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥9欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦10欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧10欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- ⑨10欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑩10欄は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないことが確かめられた旨の図書を添えてください。

⑪検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定を11欄又は別紙に記載して添えてください。

5. 第四面関係

- ①申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあっては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ②申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ（3）の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑩消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類その他ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑪この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

